

第 2 編 基本構想

第1章 山陽小野田市の将来像

1 まちづくりの基本理念

時代の新しい胎動や、地域特性、アンケート等による市民の様々な意見を考慮し、本市の新たなまちづくりの主理念とまちづくりを進めるにあたっての取り組み理念を以下のように設定します。

<主理念>

(1) 生活の質を重視した「住み良さ」の創造

近年、「心の豊かさ志向、生活の質の向上の高まり」がみられるように、人々の関心は、経済的なものの豊かさから、ゆとりや、やすらぎなど心の豊かさへと移行し、生活の質を高めることが望まれています。

このような背景の中、「市民の安心・安全の確保」や「まち全体の活力」を基本としながら、生活利便性に加え、地域社会における人と人とのふれあいや自然とのふれあいを通して、住み良いと感じ、「住み良さ」を誇りに思い、住み続けたいと思える生活環境の創造を目指します。

<取り組み理念>

(2) 多様な組織や市民との協働による「住み良さ」づくり

住み良い地域づくりを追求するため、より良い公共的なサービスを提供するとともに、民間事業者やボランティア、NPO法人など多様な組織や市民との協働によるまちづくりを目指します。

(3) 地域資源を活かした「住み良さ」づくり

市民の生活ニーズに対応した「住み良さ」を追求するために、市の持つ幅広い産業構造や大学など、様々な物的、人的資源を効率的に投入するとともに、地域で暮らし、活動する人すべての知恵と力を結集して、地域資源を活用したまちづくりを目指します。

(4) 多元的なネットワークによる「住み良さ」づくり

現在の厳しい財政事情の中、地域の自立のために必要な生活機能の全てをその地域だけで賄うことは困難です。近隣都市、拠点都市との連携や、市内部の地域間での連携など多元的なネットワークを形成し、広域的な視野によるまちづくりを目指します。

2 将来都市像

4つのまちづくりの基本理念を基にして、次のような将来都市像を設定します。

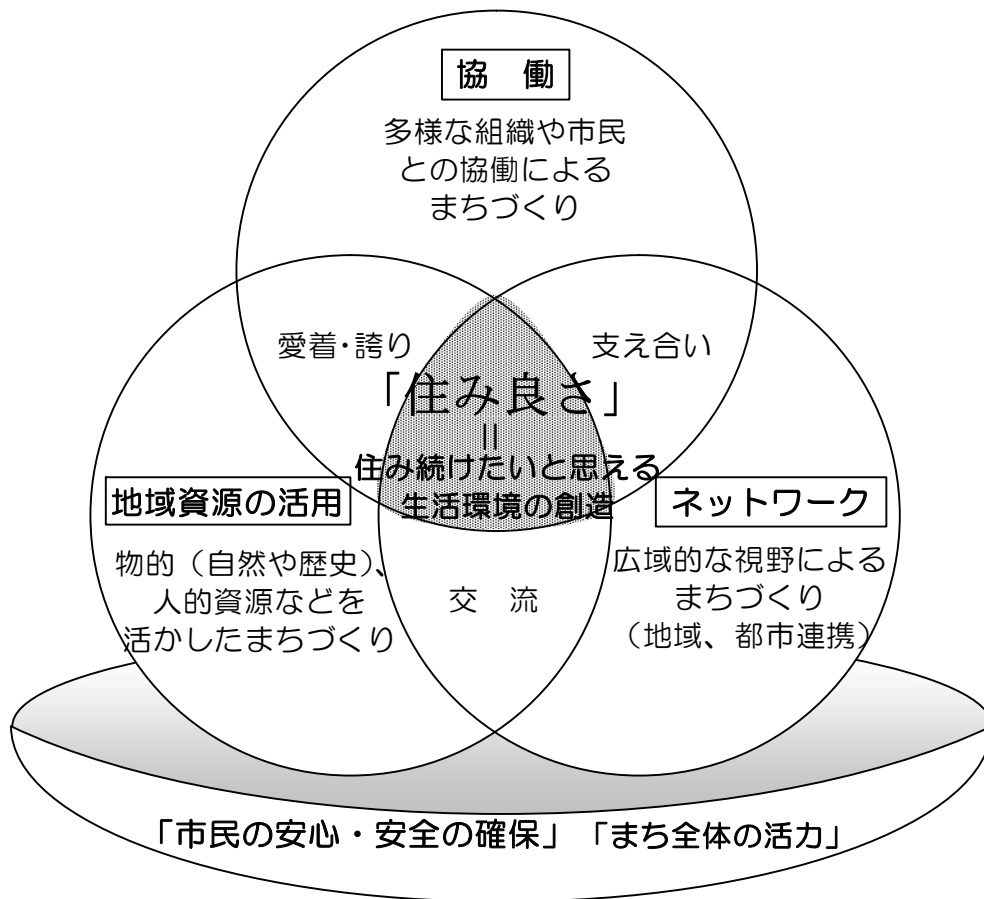
本市は、「市民の安心・安全の確保」「まち全体の活力」を基本とし、人情豊かな地域社会と市民の自然等への愛着や誇りを大切にしながら、生活の中での豊かさが享受でき、子どもからお年寄りまで安心して、いきいきと住み続けられる「住み良い」地域づくりを進めていくため、

人と出会い 支え合い 自然とふれあう
活力ある 住み良さ創造都市

～子どもからお年寄りまで安心して住み続けられる心豊かなまちを目指して～

を、将来都市像にかかげ、本市に暮らす人々の地域への愛着と誇りを醸成し、その実現に努めます。

<基本理念に基づく将来像のイメージ図>

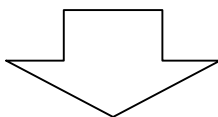


3 基本目標

本市のまちづくりの課題をもとに、5つの基本目標を設定し、まちづくりを進めます。

《まちづくりの課題》

- 健康・福祉の充実と防災・防犯体制の確立
- 住民自治と行財政改革の推進
- U J I ターン支援と自然環境の保全
- 中心市街地の活性化と新しい産業の創出及び地産地消の推進
- 学校教育の充実と生涯学習・スポーツの振興



《まちづくりの基本目標》

基本目標（1）

暮らしの安心・安全を守るまちづくり /健康・福祉、防災・防犯

市民誰もが住み慣れた地域で、ゆとりや、やすらぎを感じながら幸せな生活を送るためには、安心して暮らせる福祉社会の実現を図るとともに、安全な暮らしを確保することが必要です。

そこで、子育て環境の整備や高齢者、障がい者が安心して自立できる環境づくりと市民病院を核とした地域医療体制の充実を図ります。また、災害に強いまちづくりや、消防・防災体制、防犯・交通安全対策等の充実した安全な地域づくりを進めます。

基本目標（2）

市民が主役のまちづくり /自治、行財政改革

地方分権の機運が高まる中、市民の自主的・自発的な活動が次第に活発になり、従来の行政主導から市民と行政が対等・平等の関係で適切な役割分担で協力し合う「協働のまちづくり」が求められています。

一方、行財政を取り巻く環境が極めて厳しい中、より一層重点的、計画的な財政投資と簡素で効率的な行政執行を基本とする行財政運営が重要となっています。

そこで、市民の自主的な活動を支援し、まちづくりへの参画を図るなど、市民が主役の地域づくりを推進するとともに、人権尊重のまちづくりや、男女共同参画社会の形成を図ります。また、行財政改革により効率的で、健全な行財政基盤づくりを進めます。

《まちづくりの基本目標》

基本目標（3）

うるおいのある快適なまちづくり ／生活環境、都市基盤

市民が生活の中で「住み良い」と感じる地域づくりを進めるには、人に憩いとうるおいを与える美しい自然環境の保全と快適な生活環境の基盤づくりが必要です。

そこで、快適な生活環境の整備を進めるとともに、自然環境の保全と活用、ごみの減量とリサイクルなど環境への負荷の少ない資源循環型社会の構築を進めます。

基本目標（4）

にぎわいと活力にみちたまちづくり ／産業振興、都市基盤

本市の発展を支え、活力と活気を生み出す源は産業活動にあります。また、若者の定住に配慮しながら、にぎわいのある市街地をつくり出すことが求められています。

そこで、本市の経済的活力を持続的に成長させていくために、それぞれの産業が競争力を高めるとともに、新しい産業と働く場を創り出すなど、内発的で創造的な産業振興を進めます。また、活気にみちた往来の盛んなまちづくりを進めるために、市街地の形成や広域交通網の整備を推進します。

基本目標（5）

人が輝く、心豊かなまちづくり ／教育・文化

現代は変化の時代であり、それらに的確に対応し、市民一人ひとりが生涯にわたって自発的に多種多様な学習活動を行うことで、その資質・能力の向上や自己の充実を図る「生涯学習」の実践が求められています。

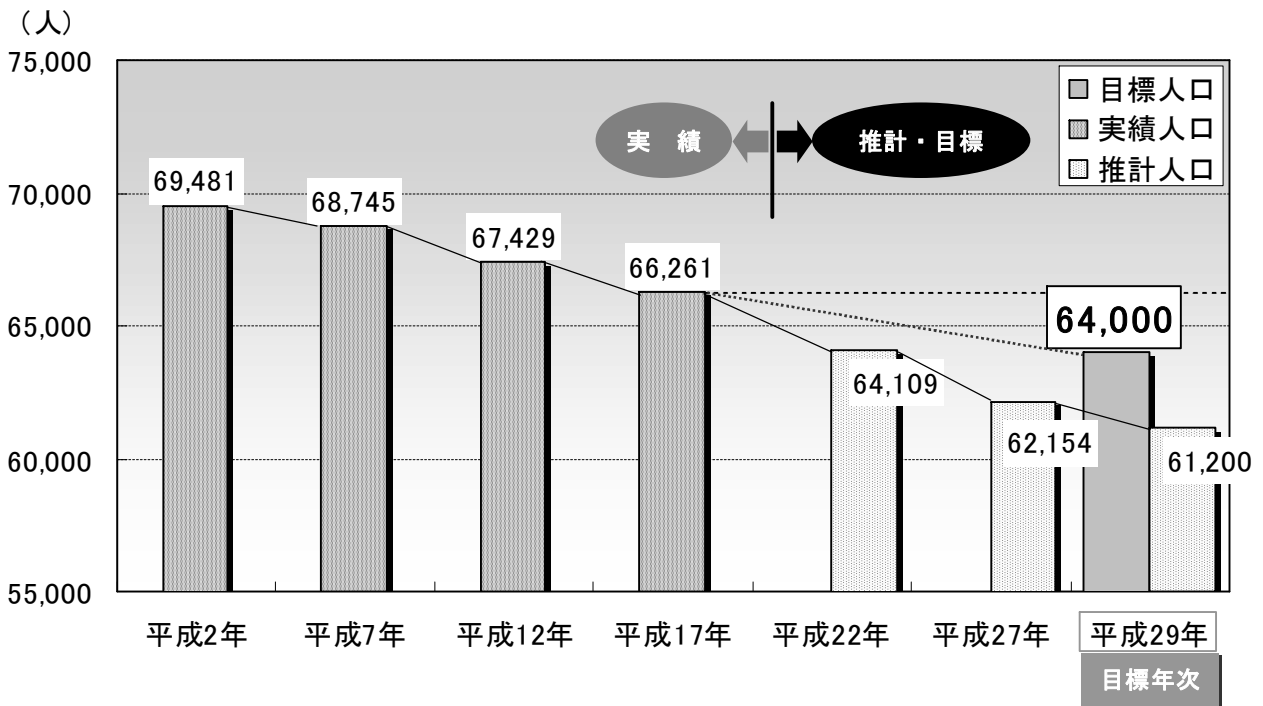
そこで、特に、自ら学ぶ力や豊かな人間性を育むために、幼児教育や学校教育を充実させ、さらに社会教育の振興や各種教育施設の整備等による教育環境の充実を図ります。また、家庭・学校・地域が一体となった取り組みや青少年の健全育成、芸術・文化やスポーツの振興を推進します。

4 目標人口

平成29年（2017年）の目標人口 64,000人

本市の人口は減少傾向にあり、現状のままの推移が続くとすれば、目標年次（平成29年）における将来人口は、61,200人（推計人口）になることが推計されます。

しかし、子育て環境の充実や生活環境の向上、企業誘致や産業振興による働く場の確保を図るなど、市民、企業、各種団体、行政が協働して、総合的なまちづくりを推進することにより、人口の転入を促進するとともに、転出を抑制し、平成29年（2017年）における目標人口を**64,000人**とします。



※ 各年10月1日現在の数値

平成2年、平成7年、平成12年、平成17年は国勢調査による

平成22年、平成27年、平成29年はコーホート要因法※による推計値

※ コーホート要因法：基準年次の男女別年齢別人口を出発点とし、これに仮定された男女年齢別生存率、男女年齢別社会人口移動率、女子の年齢別出生率及び出生性比を適用して将来人口を求める方法。

5 土地利用構想

本市は、緑豊かな山林や美しい海浜などの自然地域、農山村の田園地域、住宅が立地する地域、都市的施設の立地する地域、工業や商業などの産業が集積する地域など、多種多様な性質を持つ土地が集中・混在し、まちの姿を形成しています。

この特性を継承しながら、多様な地域が連携した新たなまちの姿と、都市の将来像に掲げる「住み良いまち」を実現していくため、基本的な土地の方向性を示した「土地利用の方針」と、都市構造としての都市拠点や地域拠点の方向性を示した「拠点形成の方針」、その拠点を有機的に結びつける構造を示した「軸形成の方針」を掲げ、市域全体での一体的・総合的な発展を目指します。

(1) 土地利用の方針

① 市街地ゾーン

市街地については、住居、商業、工業地域の適正な土地利用を図るとともに、中南部、北部、西部の3つの市街地がそれぞれの特性に応じて機能分担しながら、特色のある市街地の形成に向け、都市基盤の整備を図ります。

② 田園居住ゾーン

市街地周辺の田園地域については、農業と調整を図りながら、自然と調和のとれた居住空間の形成を目指します。

また、優良農地等の基盤整備を行い、農業の振興を図るとともに、江汐公園、物見山公園など自然資源を活用した市民のゆとりと交流の空間形成を図ります。

③ 臨海ゾーン

瀬戸内海に面した臨海部について、既存の工業地域では、企業誘致や既存企業の内発促進等により、本市の工業地帯として土地の有効活用を推進します。また、漁港地域では、生産基盤の整備等により、水産業の振興を図ります。さらに、焼野海岸や埴生・津布田海岸等の地域では、既存の観光・交流資源の活用を図るとともに、臨海地区のメリットを生かした新たな産業創出を目指すなど、幅広い利用者の多様なニーズに対応できる総合的、広域的な交流機能の充実を図ります。

④ 山林・里山ゾーン

市境を形成している山林・里山については、国土保全、地球環境保全の観点から、これらを健全な状態で次の世代へ引き継ぐため、森林・里山を守り育てる取り組みなどにより、良好な自然環境を維持・保全を図ります。

(2) 拠点形成の方針

① 都市核

< J R 小野田駅～市民館周辺 >

J R 小野田駅から市民館周辺を都市核と位置づけ、市役所を中心とした公共施設や文化施設などの公的な都市機能の集積と、駅周辺地区の再開発など商業機能の強化による商業振興や都市基盤の充実等を行い、活気と活力に満ちた中心市街地の充実を図ります。

< J R 厚狭駅周辺 >

J R 厚狭駅周辺を都市核と位置づけ、土地区画整理事業地を中心に広域交通機能を活かした商業機能や新たな居住地の誘導を図ります。また、既存市街地の整備や商店街の再生等による地域生活拠点機能の充実を図り、個性ある生活拠点の形成を目指します。

② 地域交流拠点

< サンパーク～公園通り周辺 >

サンパークから公園通り周辺の地域において、商業施設や生活関連施設等の誘導を図り、地域生活拠点の形成を目指すとともに、公園や大型商業施設、スポーツ交流施設等の立地を活かし、地域交流の拠点としての充実を図ります。

< J R 埴生駅～埴生市街地周辺 >

J R 埴生駅から埴生市街地周辺の地域において、生活関連施設等の誘導を図り、地域生活拠点の形成を目指すとともに、交通結節機能を活かしたレジャー施設等の充実、地域産品などを活かした地産地消の推進、地域ブランドの育成等を行い、地域交流の拠点としての充実を図ります。

(3) 軸形成の方針

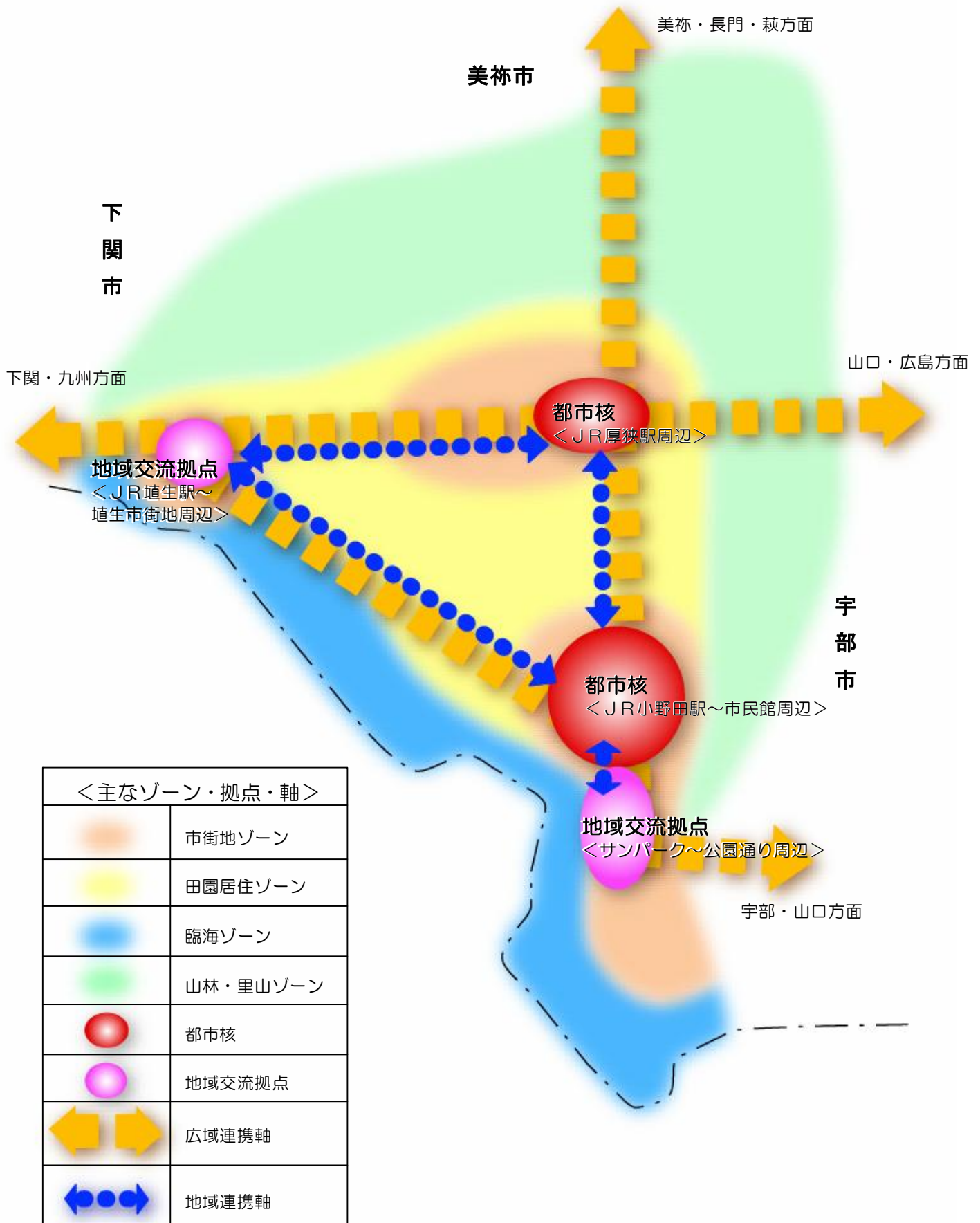
① 広域連携軸

広域連携軸は、山陽自動車道宇部下関線、国道 2 号、国道 190 号、山口宇部小野田連絡道路、J R 山陽新幹線、J R 山陽本線を東西広域軸、国道 316 号、主要県道小野田山陽線、J R 美祢線、J R 小野田線を南北広域軸として位置づけ、これらの連携軸を中心として、隣接市や県内外の都市との交流機会を拡充するとともに、経済・文化・観光交流を強化し、地域活力の向上を図ります。

② 地域連携軸

地域連携軸は、2つの都市核と2つの地域交流拠点を連携して、個々の機能分担を図りつつ、市としての一体化を促進し、総合的な都市機能とまちのにぎわいの向上を図ります。

土地利用構想図



第2章 施策の大綱

1 暮らしの安心・安全を守るまちづくり／健康・福祉、防災・防犯

① 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めます

次世代育成支援対策を推進し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりとして、利用者の視点に立った保育サービスの充実、児童館、児童クラブ、子育て支援センターや子育てサークル活動の推進、母子保健、小児医療の充実により、多様なニーズに応える子育て支援体制の確立を図ります。

② 高齢者、障がい者が安心して自立できる環境づくりを進めます

高齢者が健康で、それぞれの生活様式に応じた生きがいを持ち、ひとり暮らしや障がいがあっても地域で安心して暮らしていけるように、保健・医療・福祉サービスの充実を図ります。

また、高齢者や障がい者が生涯を通じて地域社会で暮らすため、バリアフリー環境の整備を図りながら働く場・機会の確保を支援し、自立生活ができるよう、包括的な支援を行なうとともに福祉施設の整備・充実を図ります。

③ 生涯を通じた健康づくり、地域医療体制の整備を進めます

健康に良い自然環境のもとで、すべての年代の人々が健やかに暮らせるよう、心と体の健康づくりへの支援を行うとともに、市民病院を核としたきめ細かな医療サービス、救急医療体制を充実し、健康づくりを重視しながら保健・医療・福祉対策の連携した地域医療体制の充実に努めます。

また、地域の中核病院である市民病院の統合・建替えを進めます。

④ 市民が安心して暮らせる環境づくりを進めます

市民の安全な暮らしを確保するため、消防・救急施設の整備を進めるとともに、消防・防災体制や防犯・交通安全対策等を充実・強化し、関係機関との緊密な連携により、市民への意識啓発をはじめ、地域と一体となった推進体制の確立を図ります。

また、地震に備えた公共施設の耐震強化や風水害、高潮、土砂災害等に備えた海岸、河川等市域の保全、緊急時のための防災無線等の整備など、災害に強いまちづくりを進めます。

2 市民が主役のまちづくり／自治、行財政改革

① 市民が主役の地域づくりを進めます

地域の課題解決にあたっては、市民が主体的に参加する必要があり、行政にはそのコーディネート（調整）が求められます。そのため、両者の役割分担に配慮しつつ、地域と行政の連携のしくみを再構築するとともに、コミュニティ組織、NPO法人、ボランティア活動などを育成・支援し、その活動交流の拠点となる施設の整備を進めます。また、市民への情報公開のもと、市民参画を推進し、市民との連携・協調を図りながら、市民に開かれた行政運営を進めます。

② 人権尊重のまちづくり、男女共同参画社会の形成を進めます

市民が主役のまちづくりを進めるため、あらゆる差別を無くし、人権を擁護するため、人権教育・人権啓発の総合的な推進を図り、人権尊重のまちづくりを進めるとともに、女性も男性も、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の形成を進めます。

③ 行財政改革により効率的で、健全な行財政基盤づくりを進めます

行政改革大綱[※]に基づき、行政が担うべき役割の重点化、行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織づくり、定員管理及び給与の適正化、人材育成の推進、公正の確保と透明性の向上、電子自治体[※]の推進、自主性・自立性の高い財政運営の確保等に努めます。

なかでも、地域産業の振興に基づく税収基盤の確立と収納率の向上による市税収入の確保、使用料及び手数料の見直し等、あらゆる面で歳入確保のための対策を進めるとともに、行政評価システム[※]の導入、事務事業の見直し、施設の統合・整理を含む管理運営の効率化、公営企業の財政健全化等、歳出抑制のための対策を図ります。

こうした財政の健全化を図りながら、中長期的な財政計画に基づいた財政運営を行い収支バランスがとれるまちづくりを進めます。また、市域を超えた地域課題の解決と地域全体の活性化を目指し、広域的な連携を進めます。

- ※ 行政改革大綱 : 年々複雑、増大化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応するとともに、直面する大変厳しい財政状況に適応していくため、行政改革の必要性、基本理念及び目標等を掲げ、具体的な取り組みや方策について、施策体系ごとに現状と課題、実施目的及び実施内容を定めたもの（平成19年度中に公表予定）。
- ※ 電子自治体 : 地方自治体における申請などの手続きを、インターネット上で可能にするシステム。また、そのシステムを採用する地方自治体。
- ※ 行政評価システム : 行政の政策・施策・事務事業に対し、市民の目線に立ってその必要性や効率性、効果などを評価し、その結果をもとにそれらを適切かつ効率的に改善して、予算策定などに反映させる仕組み。

3 うるおいのある快適なまちづくり／生活環境、都市基盤

① 自然環境の保全と活用を進めます

海岸の保全、河川の水質保全、森林の保全整備、農地の保全、湖等の整備を進め、市内に広がる自然環境の保全を図ります。

また、環境学習や憩いの場として、水辺に親しむ環境づくりを進めます。

② 誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めます

誰もが快適に暮らせるよう、良好な宅地の供給を推進し、若者やU J Iターン者などの定住を促進するとともに、多様なニーズに対応した住宅施策を推進します。また、公園・緑地の整備や緑化の推進により、緑豊かでうるおいのある快適な環境づくりを進めます。

まちの景観、文化性や自然環境との調和に配慮し、市の魅力を高めるまちづくりを進めます。

また、生活道路の整備を進めるとともに、利用者のニーズに応じたバス路線の見直しなど公共交通機関の利用促進を図ります。

上水道については、非常時においても安全な水の安定供給が図れる体制づくりを推進します。

下水道については、公衆衛生の向上による生活環境の改善、河川等の水質保全などを目的に、公共下水道、農業集落排水、浄化槽等の処理施設の整備を、地域の実情や特性に応じて効果的・効率的に進めます。

③ 資源循環型社会のまちづくりを進めます

環境への負荷の少ない循環型社会への転換が求められる中、限りある資源の循環を進めるため、ごみの収集・処理体制の整備、市民への意識啓発等により、ごみの発生を抑制し、再使用や再生利用を進めます。

また、ダイオキシン類の発生防止や地球温暖化ガス（CO₂等）の排出量削減、不法投棄対策、公害防止対策の強化等、適正処理を進めます。

老朽化したごみ・し尿処理施設や斎場など生活環境施設の更新整備とともに、霊園の整備を進めます。

4 にぎわいと活力にみちたまちづくり／産業振興、都市基盤

① 多様な働く場の確保を進めます

大学を活用した産学公連携による新事業創出支援体制を整備して、若者の働く場を確保するとともに、仕事と子育てを両立できる雇用環境と勤労者福祉の充実を図ります。

また、高齢者などが、自らの豊かな経験や熟練技術を活かし、現役世代として活躍できる場を創出するとともに、個人が取り組む職業能力開発等の支援を図ります。

② 魅力と活力ある産業の振興を進めます

基幹産業である工業の振興を支援するため、高速交通網へのアクセス*条件の向上や工業用水の確保などの基盤整備を行ない、これらの立地ポテンシャル*を活かして企業誘致を推進するとともに、既存企業の内発を促進します。

商業振興のため、商業関係者の一層の自助努力を促すとともに、支援体制の充実を図り、既存の小売店や商店街の活性化を促進します。

農林水産業の振興のために、生産基盤の整備を進めるとともに、担い手の確保・育成や基幹的な担い手への農地集積の促進、中山間地域の活性化に努めます。また、食の安全や健全な食生活に対する消費者の関心の高まりを背景に、地産地消システムや地域ブランドの確立など新しい農林水産業の振興を図ります。

また、情報発信基地となるような施設の整備を進め、地域の自然資源や歴史文化資源を活かし、高速交通網を活用して交流人口の拡大を図りながら、観光産業の振興を進めます。

③ 活気にみちた往来の盛んなまちの基盤づくりを進めます

適正な土地利用のもと、本市のにぎわい空間の形成と市街地の活性化を目指して、JR駅周辺の整備、土地区画整理事業などの面的な整備、各種公共施設の整備等を推進します。

高速交通体系やアクセス整備を中心とした広域交通網の整備を図るとともに、港湾整備を促進します。

高度情報化社会に対応するため、デジタル化に対応した新たな情報システムの検討を図るとともに、情報発信や交流イベントの魅力創出に取り組み、一層の交流拡大に努めます。

また、多様な文化や人々と出会いを通して、豊かな人間性を育むため、関係機関との連携を図りながら、地域間交流、国際交流を推進します。

* アクセス：目的地への連絡・接近という意味。
ポテンシャル：可能性としてもっている能力、潜在的な力。

5 人が輝く心豊かなまちづくり／教育・文化

① 意欲のある人づくりを進めます

家庭・学校・地域が一体となって、子どもたちが、夢と希望を持ち、確かな学力を身につけ、「生きる力」を育むことを基本に、幼児教育、学校教育を推進します。また、教育内容の充実や学校施設の整備・充実を図るとともに、地域に開かれた学校づくりを推進します。

さらに、市内の高等学校や高等教育機関との連携・活用を推進します。

② 多様な学習活動を支援し、家庭や地域社会の教育力の向上を進めます

すべての市民が、自らの能力を伸ばすことができるように、市内の社会教育施設や文化施設を活用しながら、学習機会、活動機会の拡充を図るとともに、大学等との連携により開放講座、市民大学などの充実に努め、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりを進めます。

また、家庭教育の充実を図るとともに、地域の人材や自然、文化等を活かした教育の機会を通じて、青少年の健全育成を図るとともに、地域に根ざした歴史と伝統、文化を学び、郷土愛の醸成を図ります。

③ 多彩な芸術文化とスポーツの振興を進めます

市民誰もが「ふるさと山陽小野田」に愛着を持ち、誇りを感じるまちをつくるため、市内に点在する文化遺産の保存・整備、活用を図り、地域の歴史・文化を学ぶ環境づくりを推進します。

また、文化の香り高いまちを目指して芸術文化活動を一層支援するとともに、質の高い芸術文化に接する機会の提供を図ります。

さらに、市民一人ひとりが、生活の中にスポーツを取り入れ、生涯を通じた健康づくりを推進するよう施設の整備や参加する機会の充実を図るとともに、スポーツを活かしたまちづくりを推進します。